

マンション管理士試験に合格された皆様へ

一般社団法人東京都マンション管理士会
理事長 親泊 哲

難関のマンション管理士試験に合格された皆様、おめでとうございます。
合格までのご努力に対し、心より敬意を表します。

私共、一般社団法人東京都マンション管理士会は、マンション管理士の全国組織である[一般社団法人日本マンション管理士会連合会](#)（以下「日管連」と記します。）が推進したマンション管理士会（会員会）の組織整備・再編に応じ、東京都を本拠とするマンション管理士が加入する新たな団体として、2015年1月に設立されたマンション管理士の団体です。

会員のマンション管理士の人数は350名以上で、日管連の会員会中、最多の構成員を擁します。

会の事業の柱は、[定款](#)第7条第1項に定められた「マンション管理士の業務活動に対する支援」と「マンション管理士制度の普及、周知」です。

「マンション管理士の業務活動に対する支援」とは、会員を対象とした研修の実施、会報の発行、電話相談制度のほか、支部・専門委員会や研究会・座談会の運営を通じた会員同士の交流や、管理組合の依頼に応じた会員マンション管理士の紹介などの事業になります。

そして、この事業の範囲は、日管連が事業主体となる「国土交通省補助事業」や「マンション管理適正化診断サービス」など多岐に及びます。

「国土交通省補助事業」「マンション管理適正化診断サービス」については、マンションが最も多い東京都にあって、当士会の会員マンション管理士の担当件数が全国で最も多く、今後とも担い手となる多くの会員が求められています。

また、日管連の会員会に所属しているマンション管理士のみが加入することができる「マンション管理士賠償責任保険」や、管理組合に安心してマンション管理士を第三者管理者や役員として活用してもらうための「管理組合損害補償金給付制度」を利用し得る点は、マンション管理士としての業務展開上の確実な優位性につながります。

「マンション管理士制度の普及、周知」に関する事業の大半は、東京都及び都内の区市のマンション施策の推進協力者となること（自治体等との連携）を通じて行われます。

特に、東京都では、平成31年3月に都内のマンションの管理不全を予防し、適正な管理を促進するため、[東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例](#)が制定・公布され、この条例の第15条から第18条までの規定に基づく[管理状況届出制度](#)の運用が令和2年4月からスタートしました。

時期同じくして、管理状況届出制度に基づく各種調査等の業務が多くの区市から当士会に委託されており、多くの会員が日々調査の実務を担っているほか、この区市の調査を後方支援する東京都の職員に同行する専門家としても、会員を派遣しています。

また、この条例の規定に基づいて令和元年9月に開設された「東京都分譲マンション総合相談窓口」には、平日に複数名の会員を相談員として派遣しています。

さらに、東京都のマンション施策の企画・立案の基礎資料につながる重要な事業が当士会に委託され、実務経験が豊富な会員と実務経験の蓄積が求められる会員のペアで、管理組合に対するコンサルティングや各種調査等の業務が担当されています。

そして、改正マンション管理適正化法に基づき、マンション管理適正化推進計画を作成した区市等による管理計画認定制度の運用が本年4月からスタートするスケジュールになり、当士会とその会員の役割が一層重要になってきます。

将来にわたり安定継続的に東京都や区市のマンション施策の推進協力に対応していくため、ここにおいても多くの当士会の会員が求められています。

マンション管理士としてデビューされる皆様におかれましては、ぜひ当士会の会員となられ、当士会が有するノウハウや諸制度をマンション管理士としての実務経験の蓄積や業務展開に役立てていただくとともに、マンション行政の最先端をゆく東京都の施策の推進の一翼を担っていただきたいと思っております。

恒例の入会説明会については、本年も2月以降、感染防止対策を考慮した少人数制で毎月開催する予定です。参加を希望される皆様は、[開催情報](#)に留意され、[専用フォーム](#)からお申し込み下さい。

皆様の当士会へのご入会を心よりお待ちしております。

2022年1月14日